

専門委員会の設置等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約（以下「規約」という。）第61条の規定に基づき、理事会の諮問機関としての専門委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理組合 規約第6条（管理組合）第1項に規定するつつじ野団地管理組合をいう。
- 二 組合員 規約第32条（組合員の資格）に規定する団地建物所有者をいう。
- 三 組合員等 規約第33条（届出義務）第2項に規定する組合員及びその同一世帯に属する居住者をいう。
- 四 理事長 規約第37条（役員）に規定する理事長をいう。
- 五 総会 規約第48条（団地総会）に規定する総会をいう。
- 六 理事会 規約第57条（理事会）に規定する理事会をいう。

(設置及び廃止)

第3条 理事会は、必要に応じ委員会を設置し、廃止することができる。

(組織)

第4条 委員会は、つつじ野団地管理組合（以下「管理組合」という。）組合員等で組織する。

2 委員会は、必要に応じ委員会の中に専門部会を設置することができる。

(委員の選出)

第5条 理事長は、組合員等の中から一般公募又は推薦等で適任者を選び、理事会の承認を得て委員を選出する。

(役員)

第6条 委員会に委員の互選により次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 1名以上

(委員長)

第7条 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

(副委員長)

第8条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行し、委員長が欠けた時は、その職務を行う。

(招集)

第9条 委員長は、必要と認める場合は、いつでも委員会を招集することができる。又委員の3分の1以上及び理事会から要請があった場合は、委員長は速やかに委員会を招集しなければならない。

(委員会の開催)

第10条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会は、原則月1回開催しなければならない。

(業務)

第11条 委員会は、規約第61条の規定に基づき、理事会から諮問された特定の課題について調査・検討しなければならない。

2 委員会は、規約第61条2項に基づき、調査・検討した結果を速やかに具申しなければならない。

3 委員会は、理事会の要請に基づき業務報告をしなければならない。

4 委員会は、規約第36条の規定に基づき、理事会の承認を得て専門的知識を有する者の活用をすることができる。

(経費)

第12条 委員会の運営に必要な経費は、管理組合が負担するものとする。

(細則外事項)

第13条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第14条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければならない。

(細則原本)

第15条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

この変更細則は、平成21年5月24日から効力を発する。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

平成21年5月24日

理事長 1街区35号棟101号室 柴田 明

組合員 2街区15号棟207号室 諸井 正純

組合員 3街区14号棟505号室 津崎 光興